

特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則の一部改正（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）及び同方針の運用（令和3年7月28日付け行革第459号・政法第477号）に基づき、本細則について所要の規定整備を行う必要があるため。

2 改正概要

様式（第一号、第二号、第六号）において「㊟」を削り、それに伴う注釈を修正する。

3 施行期日

令和4年4月1日